



前橋市景観計画【概要版】

平成21年 前橋市

— 振り返りたくなる風景がある —

16地区の地域住民の方々の声を整理していくと、浮かびあがってくるのは、
前橋の人々の毎日の営みと風景に、寄り添うようにいつもある赤城山です。

第1章 計画の趣旨

【前橋市の景観計画の位置付けや目的、基本的な考え方を示します。】

<景観とは>

「景観」とは、目に見える「まち」の姿、表情であり、五感で認識される風景の様子であるといえます。それらは、遠くの山並みや、身近な水や緑などの自然、建築物などのまちなみを構成するものから、「まち」の活動、人々の営み、歴史や文化といった心像的なものなど様々な要素が絡み合っ

て作り上げられています。このように、「まち」それぞれには、その「まち」なりの自然、歴史や文化、市民の生活といったものがあり、これらを五感で感じ、私たちが「見る」ことを通してイメージする総合的な印象こそが、「まち」の姿であり、「景観」なのです。

第2章 現状と課題

【前橋市の概況、景観形成への取組状況、景観意識と地区に根ざした課題を整理しています。】

<ふるさと自慢を語る会>

人が生きる風景を守り、育むためには、主役となる人が、これまで体験・記憶してきた風景が出発点となります。このため、「地区の目カルテ」を作成するにあたって、市内を地域コミュニティの基礎単位である自治会単位で16の地区に分け、各地区において「ふるさと自慢を語る会」を開催し、地域住民の方々に「ふるさとの風景」について想いを語って頂きました。

- ・ 現地調査
- ・ 文献調査
- ・ 開発動向
- ・ 関連計画

<各地区の1コマ>



<景観づくりの必要性>

「景観づくり」とは、景観にかかわる様々な取り組みを通して、「まち」の個性や魅力を目にみえるかたちで表し、人々が生きる環境の質を高めることです。

これまでは、経済優先の都市化により、地域の貴重な自然環境や歴史的なものを減少させ、長い間に培われてきた文化や風土を希薄なものにしてきました。

景観づくりの目指すものは、これら自然環境や歴史的なものを大切にし、培われてきた文化や風土を受け継ぎ、その上で新たな魅力を加え、人々の愛着と誇りに支えられた個性的で魅力的な「まち」をつくり出すことです。

このように、景観を「共有の財産」として考え、長期的、総合的な視点にたって、景観づくりに取り組むことが必要になっていきます。

<基本理念>

地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動等との調和

国民共通の資産としての整備及び保全

地域の個性及び特色の伸長に資する多様な形成

地方公共団体、事業者及び住民による一体的な取り組み

良好な景観の保全のみではなく新たに良好な景観の創出を含む

<責務>

市民

良好な景観形成のため他の主体との協力、自らの取り組み、市の景観施策への協力

事業者

土地利用等の事業活動に際し、良好な景観形成への取り組み、市の景観施策への協力

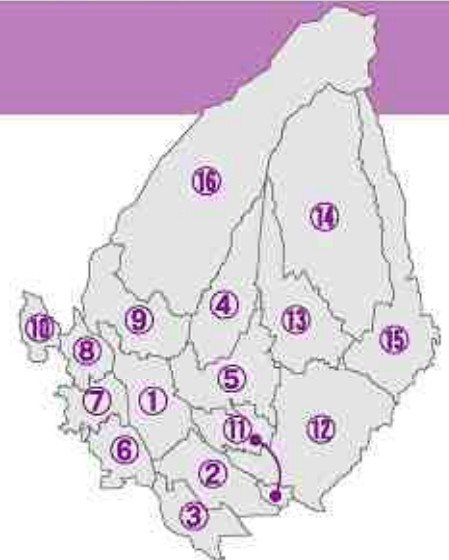
市

良好な景観形成の実現のため、総合的かつ計画的な施策の策定・実施

<地区の目カルテ>

「地区の目カルテ」は、地区にまで目線を落として詳細にまちを見た、地区の景観診断書（カルテ）です。今後は、この景観診断書を手元におきながら、地域住民や事業者とともに景観づくりに取り組んでいくこととなります。

「地区の目カルテ」は、「ふるさと自慢を語る会」で地域住民から頂いた想い（体験・体感した風景）を軸に、現地調査、文献調査、開発動向、関連計画から、現在の各地区の景観にかかる課題・方向性を導き出しています。



<計画のテーマ>

振り返りたくなる風景がある

16地区の地域住民の方々の声を整理していくと、浮かび上がってくるのは、'前橋の人



第3章 計画のテーマと方針等【市民が共有する景観形成に向けた

<計画の方針>

計画の方針では、計画のテーマをもとに、「景観形成方針」「体制整備方針」「観光戦略方針」の3つの枠組みで景観形成の方向を示します。「景観形成方針」は7つの方針、「体制整備方針」は5つの方針、「観光戦略方針」は4つの方針によって構成しています。

また、それぞれの方針を実現するための取組みとして、「行動メニュー」を記載しています（「行動メニュー」の詳細内容は、「第4章 行動計画」に掲載）。

7つの「景観形成方針」

前橋風景の根幹をなす赤城山等の眺めの保全とともに、前橋に散在する無数の資源をどのように体系化し、現在の価値に置き換え継承していくことができるのか、前橋の原風景を創り出している景観資源ごとにその進むべき方向性と方法を示します。

- I 赤城山等が創り出す眺めの保全
- II 地形によって造形された田園風景の継承
- III 異風景を創り出す、多種多様な景観資源の継承
- IV 無数の河川景観と湖沼景観の保全及び川と橋のある風景の創出
- V ランドマークとなる樹木群や大木の保全
- VI 中心市街地の再評価・現在価値化
- VII 進化するまちにおける景観形成の誘導

日々の営みと風景に、寄り添うようにいつもある赤城山’です。



【テーマと方針を示します。】

5つの「体制整備方針」

計画を実現化していくため、行政とともに地域住民、事業者、企業などの景観づくりに携わる主体がそれぞれどのような役割を担い、どのような行動を起こしていく必要があるのか、景観資源のデータ化、マーケティング調査等の基礎調査も含め、体制づくりの初動期の取組みについて、その方向性と方法を示します。

- I 地域資源を育てる体制づくり
- II 突出した資源を生かした先導的景観を創り出すための体制づくり
- III 原風景として残る景観をつくる体制づくり
- IV 地域教育の体制づくり
- V 成熟した地域コミュニティをもつ住宅団地環境の次世代への継承

4つの「観光戦略方針」

前橋には、他所に誇ることのできるたくさんの景観資源が存在しています。

観光という方向からこれらの景観資源に光をあて、地域力の向上を図りながら、戦略的に景観資源を保全・活用していくための方向性と方法を示します。

- I 日本古来の自然崇拜としての赤城山信仰の表層化
- II 前橋ブランド観光戦略
- III こだわりの前橋（見直される風景）観光戦略
- IV 「異風景ゾーン」の演出

ふるさとの誇り

影牛

地域ごとに

ことなる山容

畏敬の対象

赤城神社

土着信仰

治水の歴史



第4章 行動計画【多様な主体の具体的な取組みを示します。】

<行動計画の基本的な考え方>

景観形成は、景観形成の基準（ルール）を守るだけで、実現されるものではありません。まちの中のいきいきとした活動と結びつき景観を守り育む活動の主体が存在することによってはじめて、景観を時代の要請や地域の実情に合った生きたものとすることができます。

「行動計画」は、この生きた活動を育てていくための取組みであり、行政及び多様な活動主体が、その時取り組むべきアクションを「行動メニュー」としてまとめたものです。



I
地域住民とともに、畏される赤城山を子どもたちに受け継いでいくための「赤城山百景」づくり



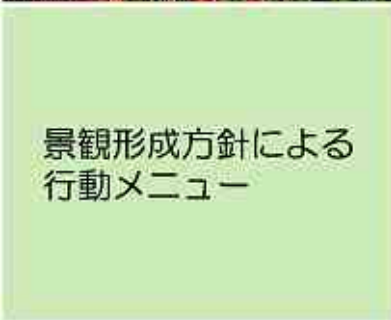
II
美田、麻伏地、里山、棚田などからなる田園風景と農村集落からなる風景を一体的に保全していくための、「農村風景協定」づくり



III
真風景を創り出す景観資産「真風景データ」の整理



IV
「川と橋・湖沼周辺の風景データ」の整理



景観形成方針による行動メニュー



V
「ランドマークとなる樹木データ」の整理



VI
無名の洗練された建築空間に「前橋近代化建築物」という称号



VII
地域産業がつくる風景の積極的活用

生業を支える

豊かな水

豊かな土地

産業

五感の対象

赤城おろし

川風

雪

季節の花

香り

風音

古代から歴史を生み出す

古墳

古代集落跡

神社仏閣



I
地域の景観づくりの活動状況に合わせて段階的な取り組みが展開できる仕組みとして「景観形成重点地区」の創設
他3のメニュー



II
行政が政策的に景観施策に取り組むべき地域について、景観法に基づく「景観地区」の指定
他2のメニュー



III
原風景と地域活動をつなげる「原風景創出隊」の結成
他1のメニュー

体制整備方針による
行動メニュー

観光戦略方針による
行動メニュー



IV
風情を伝える人材の育成と、学研機会の創出
他1のメニュー



V
住宅団地における、現在の質の高い居住環境を次世代に受け継いでいくための施設管理や運営の改善を適正に行うための基準づくり
他4のメニュー



I
今に生きる日本古来の自然崇拜を体験する、広域的観光戦略「赤城風情街道」の展開
他3の行動メニュー



II
都市生活への河川資源の取組み
他3の行動メニュー



III
こだわりの前橋（見自される風景）観光戦略の実施
他2の行動メニュー



IV
「真風景ゾーン」の演出
他2の行動メニュー

第5章 調和ある景観形成基準等

【行政主導の取組みを基準として示します。】

＜景観類型＞

現在の美しい前橋の風景を守り、将来質の高い景観を形成していく基礎的環境を整えることを目的として、景観類型毎に「調和ある景観形成基準」を定めます。

調和ある景観形成基準の景観類型にあたっては、現況及び将来的な土地利用の方向性や拠点性・軸性といった都市構造を踏まえるとともに、赤城山や歴史的・文化的資源といった景観資源との関係性に配慮します。

景観類型	都市構造等による類型	細類型
拠点的景観	都市拠点	—
軸的景観	都市軸	観光軸 その他の都市軸
	鉄道軸	—
	河川軸	—
都市的景観	商業・業務地区	本庁管内 中心市街地
		その他の 商業・業務地区
	住宅地区	既成市街地 住宅団地
工業地区	—	
自然的景観	田園地区	平坦田園地区 裾野田園地区
		森林地区



第6章 推進体制

【行動計画・景観形成基準を効果的に機能させるための体制について示します。】

＜推進体制＞

本計画は、「市のイメージを創り出す施策」「市民の生きる環境を整える施策」として、関連施策全般にわたり真に景観行政を機能させるため、庁内における新たな運用体制づくりとともに、庁外との組織連携に取り組めます。

※まちづくり課景観係の役割
多様な主体が活動できるよう、まちづくり課景観係は「調整機関」として、第三者機関・庁内機関・専門アドバイス機関・人材ネットワーク機関と、多様な活動主体の間を繋ぎ調整する役割を担います。

